

【労働委員会】

(1) 審議概観

第132回国会において、労働委員会に付託された法律案は、内閣提出6件、本院議員提出1件であり、内閣提出6件が成立し、本院議員提出1件は撤回された。ほかに、内閣提出承認案件が1件あり、承認された。

また、本委員会付託の請願16種類133件のうち、1種類6件を採択した。

〔法律案等の審査〕

阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法案は、当該地域の公共事業に被災失業者を一定の比率で雇用しなければならない措置を講ずるものである。

委員会においては、被災地の雇用失業情勢、公共事業による失業者の吸収見込み等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。

特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案は、円高や国際化の進展など最近における内外の経済的事情の著しい変化により、雇用調整を余儀なくされている業種の労働者等の雇用の安定を図るため、特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の廃止期限を6年間延長して平成13年6月30日までとするほか、特定不況業種に係る労働者の雇用の安定のための措置の充実を図るとともに、従来の特定不況業種に加え、新たに特定雇用調整業種に係る労働者を当該措置の対象とするなどの措置を講ずるものである。

委員会においては、産業構造の変化の見通しと雇用対策、産業間・企業間の労働移動により雇用確保を図る理由、新たな特定雇用調整業種の指定基準と予定される業種等について質疑が行われ、討論の後、多数で可決された。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案は、介護補償給付の創設、遺族補償年金の引上げ等により保険給付の内容を改善するとともに、中小事業主として海外に派遣される者を特別加入制度の対象に加えるほか、事業場ごとの災害率により保険料を増減させるメリット制度について、中小事業主に対しその増減幅を拡大する特例を創設する等の措置を講ずるものである。

委員会においては、労災保険財政の現状と今後の見通し、労災認定と審査請求処理の迅速化、過労死認定基準の改定と運用上の問題、メリット制度拡大の理由等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。

緊急失業対策法を廃止する法律案は、失業対策事業に就労する失業者が大幅に減少しているため、緊急失業対策法を廃止するものである。

委員会においては、失業対策事業の現況、失業対策事業終息後に講じられる

激変緩和措置等について質疑が行われ、討論の後、多数で可決された。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案は、中小企業退職金共済制度の充実と長期的な安定を図るため、掛金月額を最低・最高額を引き上げるとともに、退職金の額を見直すことなどを主な内容としている。

委員会においては、予定運用利回り低下の理由と今後の見通し、早期離職者に対する退職金制度の在り方、給付水準の低下が労働者に与える影響等について質疑が行われ、討論の後、多数で可決された。

育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は、少子・高齢化の急速な進展等に伴い、家族の介護が男女労働者にとって職業生活と家庭生活を両立していく上での重要な課題となっていることから、介護休業制度を創設するものである。

その主な内容は、労働者は一定範囲の家族を介護するため、連続する3月の期間内において、対象となる家族1人につき1回の介護休業を取得できること、事業主は介護休業期間と合わせて連続する3月の期間以上の期間において勤務時間の短縮等の措置を講じなければならないこと、国は介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること、介護休業、勤務時間の短縮等の制度に関する部分については平成11年度から施行することなどである。なお、衆議院において、事業主は、介護休業制度の義務化前においても介護休業制度を導入するよう努めること等の修正が行われている。

本会議においては、本案が衆議院から送付される前に趣旨説明と質疑が行われた。

委員会においては、後日撤回された星野明市君外3名発議の介護休業等に関する法律案と一括して審査された。質疑では、休業期間・取得回数・実施時期・対象家族の範囲・休業中の所得保障など介護休業の内容のほか、中小企業の負担軽減策、高齢者介護政策における介護休業制度の位置付け等の諸問題が取り上げられた。この間、参考人として、日本商工会議所理事・産業部長佐々木修君、北海道大学副学長・法学部教授保原喜志夫君、日本労働組合総連合会女性局長高島順子君、日本女子大学人間社会学部教授暉峻淑子君から意見を聴取し質疑を行うとともに、宮城県に委員を派遣し、公述人から意見を聴取し質疑を行った。

質疑終局後、星野委員、吉川理事からそれぞれ、介護休業の期間、取得回数、実施時期等に関する修正案が提出され、討論の後、両修正案は否決され、本案は多数で原案どおり可決された。なお、介護休業取得者の代替要員確保策の充実強化等11項目の附帯決議が行われた。

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設

に関し承認を求めるの件は、小倉公共職業安定所大手町出張所を設置することについて国会の承認を求めるものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致で承認すべきものと決定した。

〔国政調査等〕

2月9日、浜本労働大臣から所信を、伊藤労働大臣官房長から平成7年度労働省関係予算について説明を聴取し、2月14日、質疑を行った。

阪神・淡路大震災被災地の雇用失業情勢と対策・ボランティア活動の支援策・復旧工事等に伴う二次災害の防止策・労働省関係施設の被害状況、経済情勢の変化に対応した雇用対策の必要性、新規学卒者の内定状況、ILO第156号条約の早期批准、過労死認定基準改定の評価などの問題が取り上げられた。

なお、3月17日、予算委員会から委嘱を受けた平成7年度労働省関係予算の審査を行い、労働時間の短縮、パートタイム労働対策、重度被災労働者の介護施策、産業構造の変化に伴う雇用対策、ILO第175号条約の批准促進、契約スチュワーデス問題などについて質疑が行われた。

そのほか、前国会閉会中の1月17日から19日に実施された委員派遣の報告が2月9日に行われた。派遣では、雇用失業情勢と雇用対策等に関する調査のため長崎県及び佐賀県に赴き、県庁、労災病院、地場産業、水産加工団地等の視察を行っている。

(2) 委員会経過

○平成7年2月9日（木）（第1回）

- 労働問題に関する調査を行うことを決定した。
- 労働行政の基本施策に関する件について浜本労働大臣から所信を聴いた。
- 平成7年度労働省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成7年2月14日（火）（第2回）

- 労働行政の基本施策に関する件について浜本労働大臣、政府委員及び科学技術庁当局に対し質疑を行った。

○平成7年2月28日（火）（第3回）

- 阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法案（閣法第56号）（衆議院送付）について浜本労働大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び通商産業省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第56号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、護り
反対会派 なし
欠席会派 無

- 特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案(閣法第14号)(衆議院送付)
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(閣法第37号)(衆議院送付)

以上両案について浜本労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月10日(金)(第4回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案(閣法第14号)(衆議院送付)について浜本労働大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第14号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑
反対会派 共産
欠席会派 護り、無

○平成7年3月14日(火)(第5回)

- 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(閣法第37号)(衆議院送付)について浜本労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第37号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、護り
反対会派 なし
欠席会派 無

- 緊急失業対策法を廃止する法律案(閣法第87号)について浜本労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月16日(木)(第6回)

- 緊急失業対策法を廃止する法律案(閣法第87号)について浜本労働大臣、政府委員及び文部省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第87号) 賛成会派 自民、社会、平成、新緑
反対会派 共産
棄権会派 護り
欠席会派 無

- 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(閣法第29号)(衆議院送付)について浜本労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月17日（金）（第7回）

- 平成7年度一般会計予算（衆議院送付）
平成7年度特別会計予算（衆議院送付）
平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（労働省所管）について浜本労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成7年3月28日（火）（第8回）

- 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について浜本労働大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第29号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、無
反対会派 共産、護り
- 地方自治法第156条第6項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第3号）（衆議院送付）について浜本労働大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。
（閣承認第3号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、護り、無
反対会派 なし

○平成7年5月23日（火）（第9回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）について浜本労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員岩田順介君から説明を聴いた。
- 介護休業等に関する法律案（参第4号）について発議者参議院議員星野朋市君から趣旨説明を聴いた。
- また、以上両案審査のため参考人の出席を求めると及び委員派遣を行うことを決定した。

○平成7年5月25日（木）（第10回）

- 育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）
介護休業等に関する法律案（参第4号）
以上両案について発議者参議院議員浜四津敏子君、同都築讓君、同星野朋市君、同山崎順子君、浜本労働大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○平成7年5月30日（火）（第11回）

- 育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）

介護休業等に関する法律案（参第4号）

以上両案について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

日本商工会議所理事・産業部長	佐々木 修君
北海道大学副学長・法学部教授	保原 喜志夫君
日本労働組合総連合会女性局長	高島 順子君
日本女子大学人間社会学部教授	暉峻 淑子君

○平成7年6月1日（木）（第12回）

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 介護休業等に関する法律案（参第4号）の撤回を許可した。
- 育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）について浜本労働大臣、政府委員、法務省、厚生省、建設省及び中小企業庁当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第28号） 賛成会派 自民、社会、新緑、共産、護り
反対会派 平成
欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成7年6月14日（水）（第13回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第19号外5件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第12号外126件を審査した。
- 労働問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案（閣法第14号）

【要旨】

本法律案は、円相場の高騰、国際化の進展等による産業構造の変化による構造的問題により雇用の回復が見込めない業種の労働者の雇用の安定等を図ることが重要となっているため、構造的な不況に陥った業種に係る雇用対策を引き続き実施するとともに、産業間・企業間の労働移動による雇用機会の確保、移動

の際の能力開発等雇用の安定を図るための措置を講ずる事業主に対して支援を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の改正

- (1) 平成7年6月30日までとされている法の廃止期限を平成13年6月30日まで延長する。
- (2) 従来からの特定不況業種に加え、生産量が相当程度減少し、その回復が見込めず雇用調整を余儀なくされる業種を特定雇用調整業種として労働大臣が指定する。
- (3) 特定不況業種等の関係労働者等の失業予防、雇用機会の増大、能力の開発等を図るため、事業主等に対し、相談その他の援助を行うとともに、公共職業安定所長の認定を受けた計画に基づいて、事業転換による雇用機会の確保等の措置を講ずる事業主に対し、必要な助成及び援助を行う。

2 雇用促進事業団法の改正

- (1) 雇用促進事業団の業務の範囲に、特定不況業種等の事業主への助成及び援助等に関する事業を加える。
- (2) 役員任期の改正その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

平成7年7月1日から施行する。（ただし、1、(1)については、公布の日から施行する。）

育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）

【要旨】

本法律案は、少子・高齢化の急速な進展、核家族化等に伴い、家族の介護の問題が育児の問題とともに我が国社会が対応を迫られている重要な課題となっていることにかんがみ、介護休業制度を設けるとともに、育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立のための支援事業の充実を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 介護休業制度の創設

- (1) 労働者は、要介護状態にある対象家族を介護するため、期間を明らかにして事業主に申し出ることにより、連続する3月の期間内において、対象家族1人につき1回の介護休業をすることができることとする。要介護状態とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、労働省令で定める期間にわたり常時介護を必要とする状態とし、対象家族とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母及び子（これらの者に準ずる者として労働省令で定めるものを含む。）並びに配偶者の父母とする。

(2) 労働者が介護休業の申出をしたこと、又は介護休業をしたことを理由とする解雇を禁止する。

2 勤務時間の短縮等の措置

事業主は、労働者が就業しつつ対象家族を介護することを容易にするため、連続する3月（介護休業を取得した場合は休業期間と合わせて3月）以上の期間において、勤務時間の短縮等の措置を講じなければならないこととする。

3 育児又は介護を行う労働者等に対する支援措置

国は、育児又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続、再就職の促進を図るため、事業主等に対する相談・助言及び給付金の支給、労働者に対する相談・講習、育児又は介護により退職した者に対する再就職支援その他の支援措置を講ずることとする。

4 育児休業又は介護休業を取得する労働者の代替要員に関する委託募集の特例

一定の基準に合致すると認定された事業協同組合等が、その構成員たる中小企業者の委託を受けて育児休業又は介護休業を取得する労働者の代替要員の募集を行う場合は、許可制を届出制にして手続を簡素化することとする。

5 施行期日

この法律は、平成7年10月1日から施行する。ただし、1、2については、平成11年4月1日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において修正が行われた。その主な内容は次のとおりである。

1 介護休業制度又は勤務時間の短縮等の措置に準じて事業主が講ずるように努めなければならない措置は、介護を必要とする期間、回数等に配慮したものとする。

2 事業主は、介護休業制度等に関する規定の施行前においても、可能な限り速やかに、介護休業制度を設けるとともに勤務時間の短縮等の措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

3 政府は、介護休業制度等に関する規定の施行後適当な時期において、介護休業制度の実施状況等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、家族を介護する労働者の福祉の増進の観点から介護休業制度等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

【附帯決議】

少子・高齢化社会の中で労働者が仕事と育児・介護との両立を図り、職業生活においてその能力を有効に発揮できる環境を整備するため、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 介護休業制度が義務化されるまでの間においても、各事業所における可能な限り早期の介護休業制度の導入を推進するため、中小企業に対する配慮を行いつつ、事業主に対する格段の相談・指導・援助に努めること。
 - 2 事業所における介護休業及び勤務時間短縮等の措置の制度化に当たっては、介護を必要とする期間・回数等について、法で定める最低基準を上回る内容となるよう、労使の努力を促すよう努めること。
 - 3 育児休業及び介護休業の取得者の代替要員確保のための対策の充実強化を図ること。
 - 4 介護休業中の経済的援助については、介護休業が義務化されるまでに検討を進め、その結果に基づき、所要の措置を講ずること。
 - 5 介護休業制度の対象者に期間雇用労働者であっても事実上期間の定めなく雇用されている者が含まれることについて、周知徹底を図ること。
 - 6 介護休業及び勤務時間短縮等の措置を取得したことによる不利益取扱いが法の趣旨に反することについて、周知徹底を図ること。
 - 7 介護対策の推進に当たっては、介護休業のみならず、介護労働力の確保、企業の福利厚生の実、労働者に対する相談・援助体制の強化等を含む総合的な施策を推進すること。
 - 8 男女労働者がともに充実した職業生活と家庭生活を送ることができるよう、固定的な性別役割分担意識の是正と育児・介護等を通じた家庭生活と職業生活の両立の重要性について広く社会の関心と理解を深めるための広報啓発活動を行うこと。
 - 9 家族看護休暇について調査研究を行うこと。
 - 10 法の施行後、介護をめぐる制度の整備状況、介護休業の取得状況等を踏まえつつ、必要がある場合は速やかに関係審議会に法の見直しについて諮問すること。
 - 11 介護等に対する対策を充実させるため、関係機関の人員・体制の強化を図ること。
- 右決議する。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第29号）

【要旨】

本法律案は、最近における経済社会情勢の変化の下で、中小企業退職金共済制度の長期的安定と一層の充実を図るため、退職金の額の算定基礎となる金額の改定等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 退職金の額の算定基礎となる金額の改定
退職金の額の算定基礎となる金額を運用利回りの低下に対応して改定する。

- 2 掛金月額最低額・最高額の引上げ
掛金月額最低額を現行の4,000円から5,000円に、最高額を現行の2万6,000円から3万円に引き上げる。
- 3 退職金の分割支給制度の改善
分割払の方法による退職金の支給期間について、現行の10年間に加え5年間を選択できることにする。
- 4 共済契約者が中小企業者でない事業主となったときの取扱いの改善
共済契約者が中小企業者でない事業主となったとして退職金共済契約を解除された場合、その共済契約者が、被共済者である労働者の同意を得て一定の要件を満たす適格退職年金契約等を締結した旨の申出をしたときは、中小企業退職金共済事業団は、労働者に解約手当金を支給せず、解約手当金相当額の範囲内の金額を契約の相手方に引き渡すことができるものとする。
- 5 掛金納付月数の通算制度の改善
掛金納付月数の通算制度について、現行では24月以上必要であるとされている転職前の企業における掛金納付月数について、12月以上であればその被共済者の申出により通算できるものとする。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案（閣法第37号）

【要旨】

本法律案は、高齢化、核家族化、企業活動の国際化の進展等による我が国の社会経済情勢の変化に対応するため、介護補償給付の創設等の介護施策の拡充を図るとともに、遺族補償年金の給付内容等の改善、海外派遣特別加入者の適用範囲の拡大等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 労働者災害補償保険法の改正
 - (1) 年金たる保険給付の支払回数を年6回（現行年4回）とする。
 - (2) 介護補償給付を創設することにより、現行の労働福祉事業における在宅介護者に対する介護料を新たな保険給付として位置付けるとともに、支給対象者の拡大と支給額の引上げを図る。
 - (3) 労働福祉事業として、重度被災労働者の受ける介護の援護を行うことができることを明示する。
 - (4) 遺族補償年金の最高給付日数（給付基礎日額の245日分）の支給対象となる遺族数を4人以上（現行5人以上）とする等により、遺族補償年金額を引き上げる。
 - (5) 遺族補償年金の受給資格者たる子等の年齢要件を緩和し、満18歳に達する日以後の最初の3月31日（現行満18歳に達するまで）までとする。
 - (6) 中小事業主として海外に派遣される者を、新たに労災保険特別加入制度

の対象に加える。

(7) 罰金額について所要の引上げを行う。

2 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の改正

(1) 安全衛生施策を利用して災害防止活動に取り組む中小事業主に対して、メリット制（事業場ごとの災害率により保険料を増減させる制度）による保険料の増減幅の限度を45%（現行40%）に拡大する特例を適用する。

(2) 労働保険の概算保険料及び確定保険料の申告・納期限を保険年度の初日から50日以内（現行45日以内）に延長する。

3 施行期日

この法律は、平成8年4月1日から施行する。ただし、1の(3)、(4)及び(7)については平成7年8月1日から、1の(1)については平成8年10月1日から、2の(1)については平成9年3月31日から、2の(2)については平成9年4月1日から施行する。

阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法案（閣法第56号）

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災を受けた地域における多数の失業者の発生に対処するため、当該地域の公共事業にできるだけ多数の失業者を吸収し、その生活の安定を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 労働大臣は、阪神・淡路大震災を受けた地域のうち、多数の失業者が発生し、又は発生するおそれがある地域として指定する地域（特別地域）において計画実施される公共事業について、当該事業に使用される労働者の数とそのうちの被災失業者（平成7年1月17日以後に失業した者で、特別地域内に居住する失業者及びそれ以外の失業者で特別地域内で行われる事業に従事していたもの）との比率（吸収率）を定めることができるものとする。
- 2 吸収率の定められている公共事業を計画実施する国等の機関又は地方公共団体等は、公共職業安定所の紹介により、吸収率に該当する数の被災失業者を雇い入れていなければならないものとする。
- 3 この法律は、公布の日から施行し、施行の日から起算して5年を経過した日に、その効力を失うものとする。

緊急失業対策法を廃止する法律案（閣法第87号）

【要旨】

本法律案は、失業対策事業に就労する失業者が大幅に減少している現状にか

んがみ、緊急失業対策法を廃止するものであり、内容は次のとおりである。

1 緊急失業対策法の廃止

緊急失業対策法は、廃止する。

2 施行期日

この法律は、平成8年4月1日から施行する。

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第3号）

【要旨】

本承認案件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、小倉公共職業安定所大手町出張所を設置することについて、地方自治法第156条第6項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

なお、本出張所は、女性の就業希望に応じた再就職援助を行うレディス・ハローワーク事業を専門的に推進する組織として設置される。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（6件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
※14	特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案	衆	7. 2. 3	7. 2. 21 (予備)	7. 3. 10 可決	7. 3. 10 可決	7. 2. 14	7. 2. 22 可決	7. 2. 23 可決	
※28	育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	2. 8	5. 15 (予備)	6. 1 可決 附帯決議	6. 5 可決	3. 24	5. 16 修正	5. 18 修正	7. 3. 24 衆本会議趣旨説明 5. 15 参本会議趣旨説明
※29	中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案	〃	2. 8	2. 27 (予備)	3. 28 可決	3. 29 可決	2. 21	3. 10 可決	3. 14 可決	
※37	労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案	〃	2. 10	2. 21 (予備)	3. 14 可決	3. 15 可決	2. 10	2. 22 可決	2. 23 可決	
56	阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法案	〃	2. 24	2. 24 (予備)	2. 28 可決	2. 28 可決	2. 24	2. 24 可決	2. 27 可決	
87	緊急失業対策法を廃止する法律案	参	3. 13	3. 13	3. 16 可決	3. 17 可決	3. 13 (予備)	3. 24 可決	3. 24 可決	

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	衆院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院			備 考
					委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	
4	介護休業等に関する法律案	星野 朋市君 外3名 (7. 5.17)	7. 5.22		7. 5.17			7. 5.22 (予備)			7. 6. 1 撤 回 (委員会 許可)

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	本院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院			備 考
					委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	
3	介護休業等に関する法律案	松岡 満壽男君 外4名 (7. 3.13)	7. 3.16		7. 5.15 (予備)			7. 3.24	7. 5.16 否 決	7. 5.18 否 決	7. 3. 24 衆本会議 趣旨説明 5.15 参本会議 趣旨説明

・国会の承認を求めるの件（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
3	地方自治法第156条第6項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認を求めるの件	衆	7. 3.13	7. 3.13 (予備)	7. 3.28 承認	7. 3.29 承認	7. 3.13	7. 3.24 承認	7. 3.24 承認	